

特定手続等に係る申請者の届出について

平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号

平成12年3月23日 貿易経済協力局

最終改正 輸出注意事項2020第11号・輸入注意事項2020第24号

(令和2年6月19日公布・同年6月21日施行)

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の3、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の3及び貿易関係貿易外取引に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第1条の3に規定する届出の運用について、下記のとおり定め、令和2年6月21日から実施する。

記

1. 特定手続等の指定

この通達において、「特定手続等」とは、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の「1定義」に掲げるものをいう。

2. 輸出規則第1条の3、輸入規則第2条の3及び貿易外省令第1条の3に規定する申請者の届出に係る接続方式

特定手続等を行うため、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2第4項及び貿易外省令第1条の2に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）と輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2第4項及び貿易外省令第1条の2に規定する申請をする者の使用する入出力装置（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）を接続する方式は、インターネット接続方式（専用電子計算機と特定入出力装置を、インターネットを経由して接続する方式をいう。）とする。

3. 申請者の届出等

(1) 申請者の届出

輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項に規定する届出（以下「申請者届出」という。）を行おうとする者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から専用電子計算機を利用するためのNACCS利用者IDを取得した上で、輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3による申請者届出書（以下「申請者届出書」という。）1通に必要な事項を記入し、(4)に掲げる書類等を添付して、経済産業大臣に届け出るものとする。ただし、法人の場合であって、当該法人の代表権を有する者から特定手続等を行うことを委任された当該法人の代表権を有しない従業者（以下「被委任者」という。）が届出を行おうとする場合にあっては、当該法人の代表者が被委任者を届け出るものとし、当該法人の代表者が届け出る時又は届け出た後に行わなければならない。

(2) 届出の効果

輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3のうち、いずれかの様式による届出を行った者は、輸出規則第1条の3第5項、輸入規則第2条の3第5項及び貿易外省令第1条の3第5項の規定により、他の様式による届出も行ったものとみなす。

(3) 届出の方法

(1)の届出は、5.の受付窓口への郵送によるものとする。

(4) 申請者届出書の添付書類等

- ① 届出理由書（別紙参考様式1） 1通
 - ② 届出事項が事実であることを証する書類（住民票（個人の場合）、登記簿謄本（法人の場合）等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）） 1通
 - ③ 委任状（別紙参考様式2（法人であって、被委任者を届け出るときに限る。））
- (5) 申請者届出書の記載要領
申請者届出書の記載要領については、別紙によるものとする。

4. 届出事項等の変更又は電子情報処理組織の使用の廃止の届出

(1) 申請者届出書による手続

申請者届出を行った者は、届け出た事項に変更（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスの変更を含む。）があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、申請者届出書1通に必要な事項を記入し、次の①から③に規定する要領で、経済産業大臣に届け出るものとする。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者が届出を行うものとする。

① 届出の方法

届出は、5. の受付窓口への郵送によるものとする。

② 添付書類等（届出事項の変更の場合のみ）

(イ) 届出理由書（様式自由） 1通

(ロ) 届出事項が事実であることを証する書類1通（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを変更したときは不要。）

(ハ) 委任状（別紙参考様式2（法人の場合であつて、被委任者を変更したときに限る。））

③ 記載要領

申請者届出書の記載要領については、別紙によるものとする。

(2) 変更事項の専用電子計算機に備えられたファイルへの反映

(1) の手続による届出をする者は、当該届出に係る変更事項を専用電子計算機に備えられたファイルへ反映する希望日を、経済産業大臣に届け出ることができる。

5. 受付窓口

申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

別紙

申請者届出書の記載要領

1. 「届出者記名押印又は署名」及び「届出者住所」の欄
記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者に限ることとし、住所は、個人の場合は当該本人の居住地、法人の場合は当該法人の本社の所在地を記載すること。
2. 「名称（会社名）」の欄
個人の場合は、記載しないこと。
3. 「郵便番号」及び「住所」の欄
 - (1) 個人の場合は当該本人の居住地の、法人の場合は当該法人の本社の所在地（被委任者に係る届出のときは当該被委任者の勤務地）の郵便番号及び住所を記載すること。
 - (2) 法人の場合であって、届出に係る者が複数あるときは、申請者届出書の1枚目に本社の所在地の郵便番号及び住所又は被委任者のうち1人の勤務地の郵便番号及び住所を、被委任者用様式に残りの代表権者又は被委任者の勤務地の郵便番号及び住所を記載すること。
4. 「氏名」及び「役職」の欄
 - (1) 個人の場合は当該個人の氏名のみを、法人の場合は代表権者（被委任者に係る届出のときは当該被委任者）の氏名及び役職を記載すること。
 - (2) 法人の場合であって、届出に係る者が複数あるときは、申請者届出書の1枚目に代表権者又は被委任者のうち1人の氏名及び役職を、被委任者用様式に残りの代表権者又は被委任者の氏名及び役職を記載すること。
5. 「電話番号」及び「FAX番号」の欄
連絡のための電話番号及びFAX番号を記載すること。
6. 「電子メールアドレス」の欄
連絡のための電子メールアドレスを記載すること。なお、当該申請者が電子情報処理組織を使用して申請を行う場合は、当該電子メールアドレス宛に審査状況を通知する。
7. 「JASTPROコード」の欄
届出者が財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が交付する「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」を有している場合に、記載すること。
8. 「NACCS利用者ID」の欄
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社にNACCS外為法関連業務の利用申し込みを行い、取得したNACCS利用者IDを必ず記載すること。なお、法人の場合は代表権者のNACCS利用者IDを記載し、被委任者のNACCS利用者IDを被委任者欄に記載すること。
9. 「備考」の欄
 - (1) 申請者届出書を作成した担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
 - (2) 届け出た事項を変更しようとする場合、変更事項及び当該変更事項を指定電子計算機に備えられたファイルへ反映する希望日を記載すること。
 - (3) 法人にあつては、法人番号を記載すること。

[別紙参考様式①]

届 出 理 由 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

住 所

会社名

役職・代表者氏名 印

当社は、・・・・・・、・・・・・・等の貨物の輸出（入）を行っており、N A C C Sを利用して輸出貿易管理令別表第1（、別表第2、輸入貿易管理令、外国為替令）に掲げる貨物の輸出許可（、輸出承認、輸入承認）（役務取引許可）申請を行いたいため、申請者届出をいたします。

なお、当社の輸出（入）許可（承認）申請実績については、〇〇年度（～△△年度）で××件となっております。

[別紙参考様式②]

委 任 状

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

住 所

会社名

役職・代表者氏名 印

私は、次の者に、電子情報処理組織を使用して行う外国為替及び外国貿易法に基づく許可等の申請手続に係る業務について、一切の権限を委任します。

会社名

役職・被委任者氏名

住 所